

2014 年 6 月 5 日
株式会社ジュピターテレコム

NTTによる“光アクセスの「サービス卸」”に対する要望書提出 に関する合同記者発表について

私どもは、本日、ケーブルテレビ事業者および光通信事業者の合同による報道各社の皆様を対象とした記者発表会を東京にて実施し、以下の通り『NTTによる“光アクセスの「サービス卸」”』に関する意見を発表いたしましたので、お知らせいたします。

＜別 紙＞NTTによる“光アクセスの「サービス卸」”に対する要望書

以 上

要望書

平成 26 年 6 月 5 日

総務大臣 新藤義孝 殿

株式会社アイ・キャン
代表取締役社長
柏原 伸二

株式会社あいコムこうか
代表取締役
橋本 俊和

株式会社アイ・シー・シー
代表取締役
豊島 半七

株式会社明石ケーブルテレビ
代表取締役社長
齋藤 俊樹

株式会社秋田ケーブルテレビ
代表取締役社長
松浦 隆一

株式会社あさがおテレビ
代表取締役社長
山下 仁次

旭川ケーブルテレビ株式会社
代表取締役社長
尾崎 吉一

株式会社アドバンスコープ
代表取締役社長
上田 晴宣

天草ケーブルネットワーク株式会社
代表取締役
松崎 周一

株式会社アミックスコム
代表取締役
伊藤 義仁

飯山市
市長
足立 正則

伊賀上野ケーブルテレビ株式会社
代表取締役社長
小坂 元治

株式会社池田ケーブルネットワーク
代表取締役社長
馬宮 功

諫早ケーブルテレビジョン放送株式会社
代表取締役社長
南 浩一郎

石井町有線放送農業協同組合
代表理事組合長
藤本 源三

石垣ケーブルテレビ株式会社
代表取締役社長
保田 伸幸

株式会社伊豆急ケーブルネットワーク
取締役社長
稲葉 良司

出雲ケーブルビジョン株式会社
代表取締役
今岡 余一良

イツ・コミュニケーションズ株式会社
代表取締役社長
市来 利之

株式会社伊東アンテナ協会
代表取締役
井上 壽弘

伊那ケーブルテレビジョン株式会社
代表取締役
向山 公人

稲沢シーエーティーヴィ株式会社
代表取締役
加藤 睦郎

井原放送株式会社
代表取締役
池田 直樹

伊万里ケーブルテレビジョン株式会社
代表取締役
瀨上 康児

入間ケーブルテレビ株式会社
代表取締役社長
荻野 喜美雄

石見銀山テレビ放送株式会社
代表取締役
杉谷 雅祥

石見ケーブルビジョン株式会社
代表取締役社長
今井 聖造

株式会社インフォメーション・ネットワーク・コミュニティ
代表取締役社長
三石 正俊

株式会社インフォメーションネットワーク郡上八幡
代表取締役社長
二村 美賀子

宇都宮ケーブルテレビ株式会社
代表取締役
大久保 登志正

エーアイテレビ株式会社
代表取締役
石川 智能

株式会社エコーシティー・駒ヶ岳
代表取締役社長
杉本 幸治

株式会社 STNet
取締役社長
中村 進

株式会社エヌ・シィ・ティ
代表取締役社長
澤田 正彦

株式会社エネルギー・コミュニケーションズ
取締役社長
佐野 吉雄

大分ケーブルテレコム株式会社
代表取締役社長
佐藤 英生

株式会社大垣ケーブルテレビ
代表取締役社長
野田 紀男

一般社団法人おおなんケーブルテレビ
代表理事
石橋 良治

おおむらケーブルテレビ株式会社
代表取締役
高瀬 嘉博

岡山ネットワーク株式会社
代表取締役社長
野崎 誠二

沖縄通信ネットワーク株式会社
代表取締役社長
仲宗根 朝整

尾道ケーブルテレビ株式会社
代表取締役社長
福間 伸二

株式会社帯広シティーケーブル
代表取締役
林 浩史

株式会社御前崎ケーブルテレビ
代表取締役社長
石原 茂雄

おりベネットワーク株式会社
代表取締役社長
多和田 博

笠岡放送株式会社
代表取締役社長
枝木 恭平

勝沼CATV株式会社
代表取締役
佐藤 榮也

鹿沼ケーブルテレビ株式会社
代表取締役社長
辻 孝行

株式会社唐津ケーブルテレビジョン
代表取締役社長
中村 隆

河口湖有線テレビ放送有限会社
代表取締役
井出 治彦

有限会社ふう太企画
取締役社長
亀澤 弘

北広島町
北広島町長
箕野 博司

北富士有線テレビ放送株式会社
代表取締役社長
渡邊 富夫

株式会社吉備ケーブルテレビ
代表取締役社長
藤岡 孝

株式会社キャッチネットワーク
代表取締役社長
川瀬 隆介

九州通信ネットワーク株式会社
代表取締役社長
秋吉 廣行

行田ケーブルテレビ株式会社
代表取締役
清水 龍男

峡東ケーブルネット株式会社
代表取締役
小澤 顕

近鉄ケーブルネットワーク株式会社
取締役社長
佐野 弘

郡上市
市長
日置 敏明

グリーンシティケーブルテレビ株式会社
代表取締役社長
若林 栄治

黒潮町
黒潮町長
大西 勝也

株式会社ケイ・オプティコム
代表取締役社長
藤野 隆雄

株式会社K C N京都
代表取締役社長
小林 千彰

Kビジョン株式会社
代表取締役社長
長尾 一郎

K C V コミュニケーションズ株式会社
代表取締役社長
畑 英次郎

株式会社ケーブルテレビあなん
代表取締役
近藤 俊信

株式会社ケーブルテレビ可児
代表取締役社長
多和田 博

ケーブルテレビ株式会社
代表取締役
高田 光浩

ケーブルテレビ徳島株式会社
代表取締役社長
谷 喜文

株式会社ケーブルテレビ富山
代表取締役社長
本林 敏功

株式会社ケーブルテレビ富士
取締役社長
天野 好人

株式会社ケーブルテレビ若狭小浜
代表取締役社長
竹内 齊

株式会社ケーブルネット下関
代表取締役社長
鳥居 吉治

株式会社ケーブルネット鈴鹿
代表取締役社長
秋月 修二

株式会社ケーブルネットワーク大月
代表取締役
岸野 幾一

株式会社ケーブルネットワーク桂川
代表取締役
中嶋 智幸

株式会社ケーブルネットワーク西瀬戸
代表取締役
西田 洋一

株式会社ケーブルメディア四国
取締役社長
杉本 耕治

株式会社ケーブルメディアワイワイ
代表取締役専務
久嶋 寛

株式会社ケーブルワン
代表取締役社長
大野 裕志

気仙沼ケーブルネットワーク株式会社
代表取締役社長
佐藤 亮輔

株式会社広域高速ネット二九六
代表取締役社長
佐藤 伸五

高知ケーブルテレビ株式会社
代表取締役社長
川崎 源右衛門

香南施設農業協同組合
代表理事組合長
志磨村 公夫

国府町農事放送農業協同組合
組合長理事
鎌田 治昌

小林テレビ設備有限会社
代表取締役社長
渡辺 良平

こまどりケーブル株式会社
取締役社長
佐野 弘

株式会社コミュニティネットワークセンター
代表取締役社長
大石 菊弘

さかいケーブルテレビ株式会社
代表取締役社長
田崎 健治

佐賀シティビジョン株式会社
代表取締役社長
古賀 久登

佐久ケーブルテレビ株式会社
代表取締役社長
柳田 清二

山陰ケーブルビジョン株式会社
代表取締役社長
進藤 正英

三陸ブロードネット株式会社
代表取締役 社長
齊藤 聡

株式会社CATV富士五湖
代表取締役会長
武川 以爾身

シーシーエヌ株式会社
代表取締役社長
小原 徹

株式会社CCJ
代表取締役社長
森 紀元

CTBメディア株式会社
代表取締役社長
三浦 一郎

株式会社シー・ティー・ワイ
代表取締役社長
塩治 憲司

株式会社JWAY
代表取締役社長
大西 満

株式会社ジェイコムイースト
代表取締役社長
中谷 博之

株式会社ジェイコムウエスト
代表取締役社長
中井 芳紀

株式会社ジェイコム九州
代表取締役社長
徳田 瑞穂

株式会社ジェイコムさいたま
代表取締役社長
原田 廣人

株式会社ジェイコム札幌
代表取締役社長
古賀 祐治

株式会社ジェイコム湘南
代表取締役社長
高平 太

株式会社ジェイコム千葉
代表取締役社長
高橋 進

株式会社ジェイコム東京
代表取締役社長
國分 孝夫

株式会社 J C N 足立
代表取締役社長
松島 純一

株式会社 J C N 市川
代表取締役社長
東尾 重信

株式会社 J C N 大田ケーブルネットワーク
代表取締役社長
市川 和夫

株式会社 J C N 小田原
代表取締役社長
山田 文雄

株式会社 J C N 鎌倉
代表取締役社長
豊島 裕二

株式会社 J C N 関東
代表取締役社長
日野 廣生

株式会社 J C N 北ケーブル
代表取締役社長
岩渕 豊治

株式会社 J C N 熊谷
代表取締役社長
原 隆一

株式会社 J C N くまもと
代表取締役社長
前田 貴敏

株式会社 J C N 埼玉
代表取締役社長
加藤 治伸

株式会社 J C Nシティテレビ中野
代表取締役社長
清水 正康

株式会社 J C N千葉
代表取締役社長
木暮 五郎

株式会社 J C Nテレメディア八王子
代表取締役社長
小杉 康寛

J C N日野ケーブルテレビ株式会社
代表取締役社長
宮崎 良修

株式会社 J C N船橋習志野
代表取締役社長
内山 賢治

株式会社 J C Nマイテレビ
代表取締役社長
森下 均

株式会社 J C Nみなと新宿
代表取締役社長
森田 敬一

株式会社 J C N武蔵野三鷹
代表取締役社長
妻井 英夫

株式会社 J C N横浜
代表取締役社長
樋江井 和徳

株式会社 J C Nコアラ葛飾
代表取締役社長
西森 英樹

塩原ケーブルテレビ協同組合
代表理事
手塚 秀男

株式会社シティーケーブル周南
代表取締役社長
岡田 幹矢

公益財団法人四万十公社
事務局長
森 雅順

株式会社ジュピターテレコム
代表取締役社長
牧 俊夫

上越ケーブルビジョン株式会社
代表取締役社長
宮澤 英文

白根ケーブルネットワーク株式会社
代表取締役社長
中込 博文

須高ケーブルテレビ株式会社
代表取締役社長
丸山 康熙

スターキャット・ケーブルネットワーク株式会社
代表取締役社長
久田 良雄

西南地域ネットワーク株式会社
代表取締役
仁井田 昭文

西予CATV株式会社
代表取締役
清水 忠夫

株式会社ＺＴＶ
代表取締役社長
田村 憲司

仙台ＣＡＴＶ株式会社
代表取締役社長
佐々木 茂

高岡ケーブルネットワーク株式会社
代表取締役社長
石丸 昌之

株式会社多久ケーブルメディア
代表取締役
西川 雅裕

株式会社たけはらケーブルネットワーク
代表取締役
山本 静司

蓼科ケーブルビジョン株式会社
代表取締役社長
関 俊之

多摩ケーブルネットワーク株式会社
代表取締役社長
館 盛和

玉島テレビ放送株式会社
代表取締役
藤井 鉄郎

株式会社多摩テレビ
代表取締役社長
高松 数則

丹南ケーブルテレビ株式会社
代表取締役社長
橋本 実夫

知多半島ケーブルネットワーク株式会社
代表取締役
中野 元博

知多メディアネットワーク株式会社
代表取締役社長
加藤 誠

株式会社中海テレビ放送
代表取締役社長
秦野 一憲

中部ケーブルネットワーク株式会社
代表取締役社長
高木 元明

中部テレコミュニケーション株式会社
代表取締役社長
湯淺 英雄

土浦ケーブルテレビ株式会社
代表取締役社長
富田 裕一

株式会社テレビ岸和田
代表取締役社長
佐野 弘

株式会社テレビ九州
代表取締役社長
西川 雅裕

株式会社テレビ小松
代表取締役社長
縄 紘平

テレビ小山放送株式会社
代表取締役
増子 健一

株式会社テレビ津山
代表取締役社長
三谷 太郎

株式会社テレビ鳴門
代表取締役
中岸 敏昭

テレビ北信ケーブルビジョン株式会社
代表取締役
高見澤 秀茂

テレビやつしろ株式会社
代表取締役
中山 英朗

東京ケーブルネットワーク株式会社
代表取締役社長執行役員
棟田 和博

東京ベイネットワーク株式会社
代表取締役社長
平田 和俊

東北インテリジェント通信株式会社
代表取締役社長
柴田 一成

豊島ケーブルネットワーク株式会社
代表取締役社長
足立 勲

鳥取中央有線放送株式会社
代表取締役社長
松本 昭夫

株式会社鳥取テレトピア
代表取締役社長
山根 憲生

長和町
長和町長
羽田 健一郎

滑川中新川地区広域情報事務組合
管理者
上田 昌孝

株式会社新川インフォメーションセンター
代表取締役社長
中尾 登志男

新川広域圏事務組合
CATV 放送センター所長
野坂 真佐仁

西尾張シーエーティーヴィ株式会社
代表取締役社長
青木 啓

西九州電設株式会社
代表取締役
宮崎 久美子

日本海ケーブルネットワーク株式会社
代表取締役社主兼社長
吉岡 利固

一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟
理事長
西條 温

株式会社日本ネットワークサービス
代表取締役社長
雨宮 正巳

ニューデジタルケーブル株式会社
代表取締役
佐野 浩一

株式会社ネット鹿島
代表取締役
水城 正治

能越ケーブルネット株式会社
代表取締役社長
伊藤 正昭

株式会社ハートネットワーク
代表取締役
大橋 弘明

萩ケーブルネットワーク株式会社
代表取締役
刀禰 勇

株式会社八戸テレビ放送
代表取締役社長
島守 正典

一般財団法人八西CATV
理事長
橋本 顕治

東伊豆有線テレビ放送株式会社
代表取締役
田村 修一

東近江ケーブルネットワーク株式会社
代表取締役社長
石原 徹夫

株式会社東広島ケーブルメディア
代表取締役社長
石井 泰行

東松山ケーブルテレビ株式会社
代表取締役
鈴木 豊士

飛騨高山ケーブルネットワーク株式会社
代表取締役
熊本 巖

株式会社ひのき
代表取締役
檜 悟

ひまわりネットワーク株式会社
代表取締役社長
多和田 博

姫路ケーブルテレビ株式会社
代表取締役社長
奥平 守幸

ひらたCATV株式会社
代表取締役社長
石原 俊太郎

株式会社ひろしまケーブルテレビ
代表取締役社長
浅井 幹夫

福井ケーブルテレビ株式会社
代表取締役社長
田崎 健治

富士川シーエーティーヴィ株式会社
代表取締役社長
望月 潤

株式会社ふれあいチャンネル
代表取締役社長
山本 治朗

株式会社ベイ・コミュニケーションズ
代表取締役社長
佐野 正

北杜市ケーブルテレビ
北杜市長
白倉 政司

北陸通信ネットワーク株式会社
取締役社長
森 榮一

北海道総合通信網株式会社
取締役社長
宮本 英一

本庄ケーブルテレビ株式会社
代表取締役社長
戸谷 清一

松阪ケーブルテレビ・ステーション株式会社
代表取締役社長
川野 登

丸子テレビ放送株式会社
代表取締役社長
池田 宏

三河湾ネットワーク株式会社
代表取締役社長
多和田 博

ミクスネットワーク株式会社
代表取締役社長
大川 博美

三豊ケーブルテレビ放送株式会社
代表取締役
齋藤 正志

南九州ケーブルテレビネット株式会社
代表取締役社長
山口 俊樹

株式会社南東京ケーブルテレビ
代表取締役執行役員社長
高秀 憲明

三原テレビ放送株式会社
代表取締役
勝村 善博

株式会社三次ケーブルビジョン
代表取締役社長
田坂 高遠

株式会社メック
代表取締役社長
溝口 秀司

真岡ケーブルテレビ株式会社
代表取締役社長
平井 正雄

矢掛放送株式会社
代表取締役社長
渡邊 真

YOUテレビ株式会社
代表取締役社長
鶴田 豊實

ゆずの里ケーブルテレビ株式会社
代表取締役
鈴木 豊士

横浜ケーブルビジョン株式会社
代表取締役社長
上村 忠

よさこいケーブルネット株式会社
代表取締役
西内 正

洛西ケーブルビジョン株式会社
代表取締役社長
古川 幸隆

株式会社嶺南ケーブルネットワーク
代表取締役社長
小倉 和彦

わたらせテレビ株式会社
代表取締役社長
板橋 敏雄

蔵ケーブルビジョン株式会社
常務取締役
高橋 嘉生

(五十音順)

NTT による“光アクセスの「サービス卸」”に対する要望

2014 年 5 月 13 日に NTT が発表した NTT 東西による“光アクセスの「サービス卸」”（以下、光サービス卸と表記）は、これまでに整備されてきた公正競争ルールを NTT が潜脱しようとするものであり、

- ・光サービス卸が電気通信事業法や NTT 法^{※1}の趣旨から逸脱している可能性がある
- ・NTT グループの実質的な再統合・一体化につながる
- ・設備競争に重大な影響を及ぼし、大規模プレーヤーによる市場支配を招きかねない

といった点で大きな問題があります。

また、現在、情報通信審議会 2020-ICT 基盤政策特別部会において競争ルール見直しに向けた検討がなされていますが、論点として、「NTT 東西の光ファイバの卸取引の在り方」、「NTT 東西、ドコモに課している禁止行為規制の在り方」、「グループの一体的な事業運営の是非を含む NTT グループの在り方」が挙げられ、議論がなされている最中であるにもかかわらず、NTT が光サービス卸の提供について一方的に発表したことも大きな問題です。

総務省におかれましては、光サービス卸についての十分な議論がなされないまま黙認され、公正競争が阻害されることのないよう、必要な制度的措置を講じていただくことを強く要望いたします。併せて、当該措置が講じられるまでの間、NTT に対して光サービス卸の提供を開始しないよう適切に指導いただくことも要望いたします。

※1 日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年十二月二十五日法律第八十五号）の略

【NTT 東西が“光アクセスの「サービス卸」”を提供することの問題点】

1. “光アクセスの「サービス卸」”の適法性に関する問題

我が国では、1985 年の通信自由化以降、累次の競争促進施策を通じて、世界最先端の情報通信インフラが整備され、お客様利便が確保されてきました。これは、ケーブルテレビ事業者をはじめとする各地域の競争事業者が、電電公社（以下、公社と表記）の固定網を独占的に引き継いだ NTT に対抗して、ゼロベースからの設備投資を通じてインフラを整備し、競争を挑んだことによる成果であり、日本の情報通信政策が、多様な事業者による設備競争を促すため、競争事業者の継続的取組を後押しする方向で推進されてきたことによるものと認識しています。

公社時代に整備された線路敷設基盤の上に構築された NTT 東西の光アクセス設備は、他事業者が同等の規模で構築することが極めて困難なボトルネック設備であることから、当該設備の他事業者への提供条件については、公正な競争環境が確保されるよう、2001 年の電気通信事業法（以下、事業法と表記）改正により「相互接続制度」として厳格に規律されました。NTT 東西の光アクセス設備は、そのボトルネック性から、第一種指定電気通信設備としての指定を受けています。

一方、同年の事業法改正では、「卸電気通信役務の制度化」も行われましたが、本制度導入の趣旨は、主に自治体や鉄道会社等の公益事業者といった NTT 以外の事業者等が保有する光ファイバの活用を促進することにあつたため、相対契約での提供が可能であるなど、相互接続による場合と比べて緩やかな規

律となっています※2。同制度は、今回の光サービス卸のように、ドミナント事業者である NTT 東西が卸電気通信役務の提供を促進するために導入されたものではないと理解しています。

今回の光サービス卸は、NTT 東西が、光アクセス設備を相互接続ではなく、卸電気通信役務で他の事業者を提供するものですが、NTT は光サービス卸について「現行の法制度下で提供可能」と表現するなど、法的な問題がないと強調しています。しかしながら、ボトルネック設備である第一種指定電気通信設備を用いたサービスでありながら、卸電気通信役務としてなんら制約なく提供することについて、制度および競争上の問題がないのか慎重に検討する必要があります。光アクセス設備の接続料は認可制であることを踏まえると、例えば、光サービス卸の料金も同様に認可制とする制度見直しが必要と考えられます。加えて、NTT 東西がグループ外の競争事業者にも透明性や公平性を担保して光サービス卸を提供できるのかなど、公正競争確保の観点から慎重かつ網羅的な検討が必要です。

※2 郵政省 電気通信審議会「IT 革命を推進するための電気通信事業における競争政策の在り方についての第一次答申～IT 時代の競争促進プログラム～（2000 年 12 月 21 日）」を参照。

2. NTT の実質的な再統合・一体化の問題

●NTT グループに係る公正競争ルール整備の経緯

NTT は旧国営事業者として、NTT 法により政府出資を受ける特殊法人（国策会社）です。また、その 100% 子会社であり同法の規律対象である NTT 東西は、公社時代からボトルネック設備と顧客基盤を引き継ぐことにより固定通信市場で圧倒的なシェアを持つドミナント事業者です。さらに、NTT ドコモについても、NTT（持株会社）が 60%超の株式を保有しており、移动通信市場のシェアで 2 位以下の企業に大きな差をつけたドミナント事業者として圧倒的な支配的地位を維持しています。

これまでの競争政策では、こうした NTT の特殊性とドミナント性を踏まえ、競争促進と公正競争環境を確保する観点から、NTT からの NTT ドコモの分離や、NTT 東西と NTT コミュニケーションズの分離・分割する措置が講じられました。

その上で、固定・移動の両通信市場における圧倒的なドミナントである NTT 東西と NTT ドコモに対しては禁止行為規制を課し、自己の関係事業者との排他的なセット割引や一体的な事業運営を禁じるなど、厳しい規律を課しています。

●“光アクセスの「サービス卸」を通じた NTT 一体化の問題

NTT は、2014 年 5 月 13 日の会見において、光サービス卸を通じて、NTT ドコモや NTT コミュニケーションズが光アクセスサービスを提供する可能性や、それを受けた人員の再配置にも言及しています。これは、光サービス卸を通じた実質的な NTT 再統合・一体化の表明であり、NTT の在り方に係る政策議論を忌避し、禁止行為規制を潜脱して NTT グループの一体化を既成事実化しようとする行為に他ならず、NTT グループがさらにドミナント性を高めて公正な競争を阻害することになるため、大きな問題があります。また、NTT ドコモをはじめとする NTT グループの事業者が、NTT 東西のフレッツ光サービス利用者の顧客情報を共有し、NTT グループ一体での囲い込み営業が推進される恐れがあり、従来とは異なる新たな懸念が生じるものと危惧されます。

3. 設備競争への深刻な影響と大規模プレーヤーによる市場支配の恐れ

●設備競争への重大な悪影響の問題

我が国の固定通信市場は、設備競争とサービス競争の両面から公正競争を促進することで健全に発展してきました。このことは、まず西日本において NTT 西日本以外の光通信事業者やケーブルテレビ事業者との間での厳しい設備競争を通じてブロードバンド価格が低下したこと、それに続き、さまざまな地域で相互接続制度を活用したサービス競争事業者の出現によってさらに当該価格が下落したことからも明らかです。

現在、光ファイバなどの超高速ブロードバンドの整備率は 99.4%といわれますが、これは各家庭の手前まで光ファイバが整備されているというのが実態であり、実際に家庭内まで光ファイバ等が引き込まれている割合は超高速ブロードバンドの利用率相当（50%程度）に留まっています。この引き込み部分は、固定通信事業者の設備コストのうち、大きなウエイトを占めるものであって、各家庭までくまなく光ファイバ等を引き込むには、継続した設備投資が必要です。そのため、引き続き、公正競争が確保された環境下で設備競争を促進することが必要と考えます。

NTT は光サービス卸について、サービスレベルでの市場開放を推進することで光ファイバの普及を促進する施策であると謳っていますが、実際には NTT の設備レベルでの独占的集中に拍車をかけ、競争事業者の設備投資インセンティブを著しく損ない、設備競争を消滅させるものであると考えます。さらに、NTT 東西がインフラ設備を独占することとなれば、同社は新たな投資を避けて収容率の向上のみを追求するため、新技術を導入する設備投資インセンティブも失われる懸念があります。その結果、我が国における技術進展やサービス革新は停滞することとなります。

このように設備競争が失われれば、NTT インフラ依存の市場構造となり、単に競争活力が失われるだけでなく、災害や設備重大事故といった非常時に社会全体への影響が甚大になるため、我が国の ICT 基盤が脆弱化するおそれがあります。また、競争事業者の設備投資インセンティブが阻害される環境では、2020 年代に向けたネットワークダイバーシティー（複数事業者による設備の多様化・冗長化）の確保やインフラ強靱化、技術革新を伴う多様で安価なサービスの出現等、健全な市場の成長が損なわれることとなり、地域の活性化と発展にも支障をきたすこととなるため、大きな問題があります。

●大規模プレーヤーによる“光アクセスの「サービス卸」”を通じた固定通信市場支配の問題

固定通信市場においては、NTT 東西という支配的な事業者が存在するにもかかわらず、行政の牽引による競争政策の導入やケーブルテレビ事業者等の各地域事業者の努力の結果、各地域で多様な事業者が生まれ、NTT 東西との設備競争やサービス競争を繰り広げたことにより料金の低廉化、サービスの多様化といった好循環が生じたことから、我が国は世界でもトップクラスの ICT 基盤を有するまでに至りました。

その一方で、今般、仮に NTT 東西による光サービス卸の提供が認められた場合、大きな顧客基盤をもつ携帯電話事業者やその他の大規模プレーヤーが、相応の設備投資リスクを負うことなしに、こぞって光サービス卸を利用する事態を招く可能性があります。これが現実のものとなれば、携帯電話事業者をはじめとする大規模プレーヤーの参入による固定通信市場の市場支配を招きかねず、料金の高止まりや

サービスの画一化といったマイナスの連鎖を引き起こすことは明らかなです。また、自ら設備を構築することで固定通信市場の競争を繰り広げてきた、ケーブルテレビ事業者等の地域に密着する通信事業者が淘汰されかねず、そうなった場合には長い期間をかけて積み上げられてきたこれまでの競争政策の成果も瞬く間に失われることとなります。

以上のように、NTT 東西の“光アクセスの「サービス卸」”については、電気通信事業法や NTT 法の趣旨から逸脱している可能性がある点、NTT グループの実質的な再統合・一体化につながる点、および設備競争に重大な影響を及ぼし、大規模プレーヤーによる市場支配を招きかねないという点で、公正競争上の大きな問題があります。

現在開催されている情報通信審議会 2020-ICT 基盤政策特別部会において、「NTT 東西の光ファイバの卸取引の在り方」や「NTT 東西、ドコモに課している禁止行為規制の在り方」、「グループの一体的な事業運営の是非を含む NTT グループの在り方」が論点に挙げられていることを踏まえ、2020 年代にふさわしい ICT 基盤を実現するために必要な政策は何かという観点で NTT 東西の光サービス卸について十分に議論いただき、公正競争の確保に向けて、適正かつ透明な手続きを通じて必要な制度的措置が講じられることを要望いたします。

以 上